

九州大谷短期大学同窓会奨学金貸与規程

(目 的)

第1条 この規程は九州大谷短期大学同窓会（以下同窓会と略称）会則の第4条に基づき、同第2項の在学生会員に対する奨学金の貸与に関する事項を定めるものとする。

(貸与資格)

第2条 この奨学金は本学学生で人物・成績共良好であるにもかかわらず、入学後家庭の事情により、学業の継続が著しく困難となった者に対して貸与する。

(奨学金の貸与金額)

第3条 奨学金は授業料及び履修費等を含む全額又は一部を貸与する。

(貸与の限度)

第4条 奨学金の貸与は同一人に対し在学中に2回を限度とする。

(貸与の手続き)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、その都度「奨学生願書」（様式第1号）を大学事務局を通じて同窓会長（以下会長という）宛提出するものとする。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生は前条の願書提出者の中から選考委員会の議を経て会長が決定する。

2 奨学生決定者には「奨学生決定通知書」を渡す。（様式第4号）

(選考委員会)

第7条 奨学生の選考を審議するため選考委員会を構成する。

2 選考委員会の構成は、同窓会理事会において定め、同窓会長は議長となる。

3 選考委員会は必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

4 選考委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立し、決議は出席委員の過半数を以て行う。

(奨学金の借用及び返還)

第8条 奨学生は、奨学金の貸与を受けるに際し奨学金の借用手続き及び返還手続きをしなければならない。

①「奨学金借用証書」（様式第2号）の提出

②「奨学金返還計画書」（様式第3号）の提出

2 奨学金は「奨学金返還計画書」にしたがって返還しなければならない。

3 奨学金の返還期間は卒業後5年以内とする。ただし、返還の期間以前にこれを終わることができる。

4 奨学金の貸与は在学中は無利子とする。卒業後の返還については年3%の利息を支払うものとする。

5 奨学金の貸与を受けた者が、住所または姓を変更した場合は、文書に記載し遅滞なく大学事務局宛通知しなければならない。

(奨学金返還の免除)

第9条 奨学金の返還義務の全部または一部を、会長が委員会の議を経て、免除することができる。その場合は次の各号の通りとする。

① 貸与を受けた者が死亡した場合。

② 貸与を受けた者が何らかの理由で、労働能力を喪失し、奨学金の返還が不能となった場合。

③ その他免除する必要があると認めた場合。

(奨学金の中止)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、奨学金の給付を中止し、返還を求める。

① 奨学生であることを辞退したとき

② 本学の学籍を失ったとき

③ 提出書類に虚偽の記述があると認められたとき

④ 奨学生としてふさわしくない行為があったとき

(奨学金返還の強制)

第11条 期間を過ぎても返還しないときは、民事訴訟法第5編・第6編に定める手続きにより、会長は返還を確保することができる。

(事務)

第12条 この奨学金に関する庶務は大学事務局に委託する。

(改正)

第13条 この規程の改正は同窓会理事会の議決によるものとする。

附 則

1 この規程は平成3年4月1日から施行する。

2 平成15年10月30日一部改正

注 民法第5編 督促手続

第6編 仮差押等及び仮処分